

(社)長崎県建設業協会
ご要望について

○改正建築基準法について

1. 先般、横浜市内で計画されたマンションで新たな耐震偽装が判明したところであり、今回の建築基準法改正が、国民の安心・安全を確保するために必要な措置であるということは、改めて認識しておく必要があります。
2. 一方で、改正法の施行後、建築確認手続が大幅に遅延している状況については早急に改善すべきであると考えており、11月14日に、認定書の写しについて審査側が持っていれば提出を不要としたり、計画変更手続きを要しない軽微な変更の範囲を明確にする省令改正を行うなど、建築確認手続の円滑化に向けた取組を進めているところです。
3. こうした取組の結果、先週公表された10月の住宅着工は、9月と比較して全体として増加しており（9月：63,018戸→10月：76,920戸）、建築確認件数についても、木造2階建て等の小規模建築物は改正法施行前と同程度まで回復（5月：38,428件→10月：38,231件）、マンション等の構造計算を要する建築物も増加傾向（9月：10,576件→14,987件）にあり、建築確認手続が停滞していた状況は着実に改善しつつあると考えております。
4. しかしながら、住宅着工の回復については未だ十分とは言えず、本格的な改善にはなお時間を要するとの意見もあることから、引き続き、建築確認手続の円滑化に向けて、全力で取り組んでまいります。
5. なお、大工・工務店、建築資材関連業者、設計事務所など関連中小企業の資金繰りなどの経済的影響が懸念され、特に北海道等の積雪地域では、冬期に入ると着工が困難になるとも聞いております。
国土交通省としては、中小企業庁に要請し、10月9日より政府系中小企業金融機関によるセーフティネット貸付及び既往債務の返済条件の緩和等の措置を講じていただくとともに、11月27日には、信用保証協会のセーフティネット保証の対象業種について追加指定をしていただいたところであり、年末に向けて関連中小企業の資金繰り対策に万全を期してまいります。